

第3期 川越町子ども・子育て支援事業計画 策定

子ども・子育て支援法に基づき、町子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、令和7年度から5年間の「第3期川越町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

策定に伴い、概要版を各世帯に配布します。

本冊等は子ども家庭課窓口または、町ホームページでご覧いただけます。

問合せ先 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0



障害のある方に対する令和7年度 軽自動車税(種別割)の減免申請

身体障害等のある方が所有し、使用する軽自動車で、一定の要件に該当する場合に軽自動車税(種別割)を減免する制度を設けています。

要件に該当する方は、申請により身体障害等のある方1名につき、1台の軽自動車に限り減免できます。
※軽自動車の所有者及び使用者が身体障害等のある方の本人名義の必要があります。ただし、18歳未満の場合で「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている方は、手帳に記載されている保護者でも構いません。

※三重県が実施する普通自動車税の減免制度との併用はできません。

申請期限 令和7年6月2日(月)
※期限を過ぎた場合は減免の申請はできません。
※口座振替を利用されている方は5月19日(月)までに
お願いします。

申請方法 下記①～④を提出
①減免申請書(申請書は税務課で配布)
②身体障害者手帳等(原本)
③運転免許証(マイナ免許証可)
④車検証

※令和6年度に減免を受けられた方については、令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書に同封された継続用の申請書で申請してください。新たに申請する場合(軽自動車を替えた場合を含む)の申請書は税務課窓口で配布、またはホームページからダウンロードできます。
詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ先 税務課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 4

身体障害等のある方とは？

町内在住の「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付されている減免の対象となる等級に該当する方。

※減免となる障害等級については障害名や運転者(本人または家族・介護者)により異なりますので、事前にお問い合わせください。



申請書のダウンロード →

水道料金が変わります

安全で安心な水道水を安定して皆様にお届けするため、水道料金の値上げを7月請求分より実施します。

皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。
下水道使用料は現行のままです。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問合せ先 上下水道課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 8



戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等」の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます)が、令和7年5月26日に施行されます。

この改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになります。
振り仮名の記載にあたり、通知書が送付されますので、必ずご確認ください。

氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

1) 本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の振り仮名の通知書が送付されます

通知書は戸籍単位で郵送し、戸籍内で住所の方には1通につき4名まで記載されます。

戸籍内で別住所の方は住所地ごとに送付されます。

※送付時期は、本籍地の市区町村ごとに異なります。

川越町は令和7年9月上旬から9月中旬予定

2) 通知が届きましたら、振り仮名をご確認ください

〈正しい場合〉届出は**不要**

〈異なる場合〉令和8年5月25日までに、届出を行ってください。



3) 市区町村長による氏や名の振り仮名の記載(令和8年5月26日以降順次記載)

改正法の施行日から一年以内(令和8年5月25日まで)に届出がなかった場合、通知した氏や名の振り仮名が戸籍に順次記載されます。なお、市区町村長の職権(市区町村長記録)で記載された振り仮名は一度に限り家庭裁判所の許可を得ずにご自身の届出のみで変更することができます。

届出の方法

マイナポータルによる
オンラインでの届出



最寄りの市区町村
窓口での届出



本籍市区町村に
郵送での届出



届出できる方

〈氏の振り仮名の届出〉

原則として戸籍の筆頭者が単独で届出を行うことになります。なお、筆頭者が死亡等により除籍されている場合にはその配偶者、配偶者が除籍されている場合にはその子が届出人となります。

〈名の振り仮名の届出〉

本人、または15歳未満の場合は、原則として親権者等の法定代理人が届出することになります。

「届出時の注意事項」

戸籍に記載する振り仮名については、「氏や名に用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られ、一般でない読み方を使用していると判断した場合は、現にその読み方を使用していることを証する資料(パスポートや預貯金通帳等)の写しを求める場合があります。

総務省HP



問合せ先 町民保険課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 5